

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月19日
【届出者の氏名又は名称】	エア・ウォーター株式会社
【届出者の住所又は所在地】	大阪市中央区南船場二丁目12番8号
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南船場二丁目12番8号 本社
【電話番号】	(06)6252-1754
【事務連絡者氏名】	連結管理室長 高瀬 健裕
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	エア・ウォーター株式会社 (大阪市中央区南船場二丁目12番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、エア・ウォーター株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社歯愛メディカルをいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年8月8日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である2025年8月8日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者が、公正取引委員会から2025年9月18日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年9月18日に受領したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項(法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。))を本書提出日である2025年9月19日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年10月6日まで延長する旨の訂正を含みます。)が生じたので、これを訂正するとともに、上記各通知書を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(3) 許可等の日付及び番号

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

- (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

- ⑧ 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

(訂正前)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間よりも長期に設定することにより、対象者の株主の皆様へ本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日に設定しておりました。その後、公開買付者が、公正取引委員会から2025年9月18日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年9月18日に受領したことに伴い、公開買付者は法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、これに伴い、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を、当該訂正届出書の提出日である2025年9月19日から起算して10営業日を経過した日である2025年10月6日まで延長したため、公開買付期間は39営業日となりました。公開買付期間を法令に定められた最短期間よりも長期に設定することにより、対象者の株主の皆様へ本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

- (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を2025年11月を目途に開催することを対象者に要請する予定です。また、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日(本書提出日現在においては、2025年10月上旬を予定しております。)が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を2025年11月を目途に開催することを対象者に要請する予定です。また、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日(本書提出日現在においては、2025年10月中旬を予定しております。)が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年8月8日(金曜日)から2025年9月24日(水曜日)まで(31営業日)
公告日	2025年8月8日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年8月8日(金曜日)から2025年10月6日(月曜日)まで(39営業日)
公告日	2025年8月8日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本株式取得に関して、本書提出後速やかに事前届出を行う予定です。したがって、本株式取得に関しては、上記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(1) 買付け等の期間」記載の公開買付期間中に、取得禁止期間及び措置期間は終了する予定です。なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく取得禁止期間及び措置期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに措置期間が終了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年8月20日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されております。その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から2025年9月18日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を2025年9月18日に受領したため、2025年9月18日をもって措置期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から29日間に短縮する旨の2025年9月18日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年9月18日に受領したため、2025年9月18日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 2025年9月18日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第1074号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)

許可等の日付 2025年9月18日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第1075号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年10月1日(水曜日)

(訂正後)

2025年10月14日(火曜日)

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、①公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けた場合、②措置期間が終了しない場合、又は③独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」が得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

<後略>

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付条件等の変更を行ったため、2025年9月19日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年8月8日付「公開買付開始公告」の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

公開買付者は、公正取引委員会から2025年9月18日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年9月18日付で受理したため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、上記各通知書を本書に添付いたします。